

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(以下、青少年インターネット環境整備法)」の第14条(説明義務)に基づき、mineo通信サービス(以下、本サービス)を利用する18歳未満の青少年のフィルタリングサービスについてご説明いたします。

【1】青少年の利用とフィルタリングサービスについて

- 青少年インターネット環境整備法の規定により、インターネットサービスを青少年が利用するにあたっては、保護者が不要としない限りフィルタリングサービスの利用が本サービスの利用条件となります。
- 一部店頭にて新規契約、または契約変更と同時に本サービスで利用する端末を購入された場合は、保護者が不要としない限り、フィルタリングサービスの有効化設定を有料にて実施させていただきます。

【2】保護者の義務等

- 保護者は青少年インターネット環境整備法の規定により、青少年のインターネットの利用状況を把握・管理をしなければなりません。
- お子さまの携帯電話の利用に際しては、利用目的・方法、利用時間帯・料金などについて、よく話し合っておくルールを決めてください。

【3】インターネット利用時のリスク

- インターネットのご利用により以下に例示するような危険性が存在しますので、フィルタリングサービスを利用しない場合や利用を停止する場合は十分にご注意ください。
 - (1) 出会い系サイト、アダルトサイト、暴力的な表現のあるサイト等へのアクセスにより、犯罪等の事件に巻き込まれるケースが多くあります。
「出会い系サイト」にかかわる事件の検挙数のうち、携帯電話を利用したサイトアクセスが全体の約95.3%を占めます。
さらに被害者のうち、18歳未満の割合が約82.6%を占めています。(平成25年2月警察庁発表)
 - (2) プロフ、SNS等のサイト上での見知らぬ相手との情報のやり取り等により、個人情報の流出、写真の無断転載による肖像権の侵害等の被害が生じます。
 - (3) ブログ、掲示板等のサイトへの個人を特定する無責任な書き込みが誹謗中傷・名誉毀損へと繋がり、加害者となります。
 - (4) 興味本位での犯罪予告・いたずらの書き込み等により、威力業務妨害、脅迫等の罪に問われる場合があります。等
- スマートフォンでは無線LAN通信等、様々なインターネット接続方法が考えられます。
そのため、フィルタリングサービスを利用する場合はウェブブラウザ用やアプリ用のフィルタリングサービスをご利用ください。

【4】フィルタリングサービスの有効性

- 青少年にとって有害な情報の閲覧を防止するには、インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別するフィルタリングサービスの利用が有効です。

【5】フィルタリングサービスの機能

- 本サービスでは、以下のサービスを青少年のフィルタリングサービスとして提供しています。

		ウイルスバスターモバイル月額版 (回線オプション)	安心フィルタリング	ジュニアパック
月額料金(税抜)		270円	350円	200円
特長		フィルタリング機能だけでなく、不正アプリ対策、Web脅威対策、プライバシー保護やSNS対策などの総合的なセキュリティ対策が可能なサービス。	フィルタリング機能や見守り機能に特化、充実したサービス。 ※日本PTA全国協議会推薦製品(i-フィルター)を採用。	セキュリティ対策やフィルタリング機能だけでなく、学習にも役立つ辞書などの11個のアプリがパックになったサービス。 ※全国子ども会連合会推奨商品。
対応OS	Android™	○	○	○
	iOS	○ (アプリフィルタリング非対応)	○ (アプリフィルタリング非対応)	×
フィルタリング以外の機能例		<ul style="list-style-type: none"> ・Web脅威対策 ・不正アプリ対策 ・プライバシー保護 ・スマホ最適化 ・着信SMSブロック ・盗難/紛失時の対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り機能(利用時間帯制限など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り機能(利用時間帯制限など) ・学習知育アプリ ・辞書アプリ ・便利ツールアプリ ・ゲームアプリ

※各サービスは、OSによって利用できる機能が異なります。対応OSや機能などの詳細についてはmineoホームページにてご確認ください。

- フィルタリングサービスはリスクを完全に除去するものではありません。フィルタリングサービスには、保護者がインターネットによる情報の閲覧を制限する機能、その他のインターネットの利用を制限、または監督する機能を有するものがありますので、併せてご活用ください。
- フィルタリングサービスを利用した場合、青少年にふさわしくない情報等、インターネット上の一部情報の閲覧が制限される可能性があります。

【6】フィルタリングサービスの不要申出

- フィルタリングサービスの利用(店頭では有効化を含む)を不要とする場合は、保護者の方からのお申し出が必要となります。
- 店頭での不要申出は書面にてお申し出いただけます。

【7】フィルタリングサービスをご自身で設定する場合

- ご自身でフィルタリングサービスを利用される場合は、フィルタリングソフトウェアのインストール、フィルタリングソフトウェアおよびOS等の設定が必要となります。
- 店頭以外(Web、お電話、書面等)にてお申し込みの場合は、本サービスが提供するフィルタリングサービスについて、有効化設定の実施が弊社にて確認できない場合には、確認メールをお送りすることがあります。
- 他社が提供するフィルタリングサービスをご利用の方には、別途弊社が指定する方法で有効化設定の実施状況について回答をお願いする場合があります。